

一人ひとりのよりよい就学に向けて ～ 松山市教育相談（就学相談）について ～



松山市教育委員会 学校教育課

本資料は、松山市の教育相談、特に就学に向けた相談についての説明資料です。

- 1 「学びの場」とは
- 2 松山市教育相談（就学相談）について
- 3 就学に向けた相談の流れ
- 4 その他関連する情報

説明の内容は、

- 1 学びの場とは
- 2 松山市教育相談(就学相談)について
- 3 就学に向けた相談の流れ
- 4 その他関連する情報

の、大きく4つの項目です。



1 「学びの場」とは

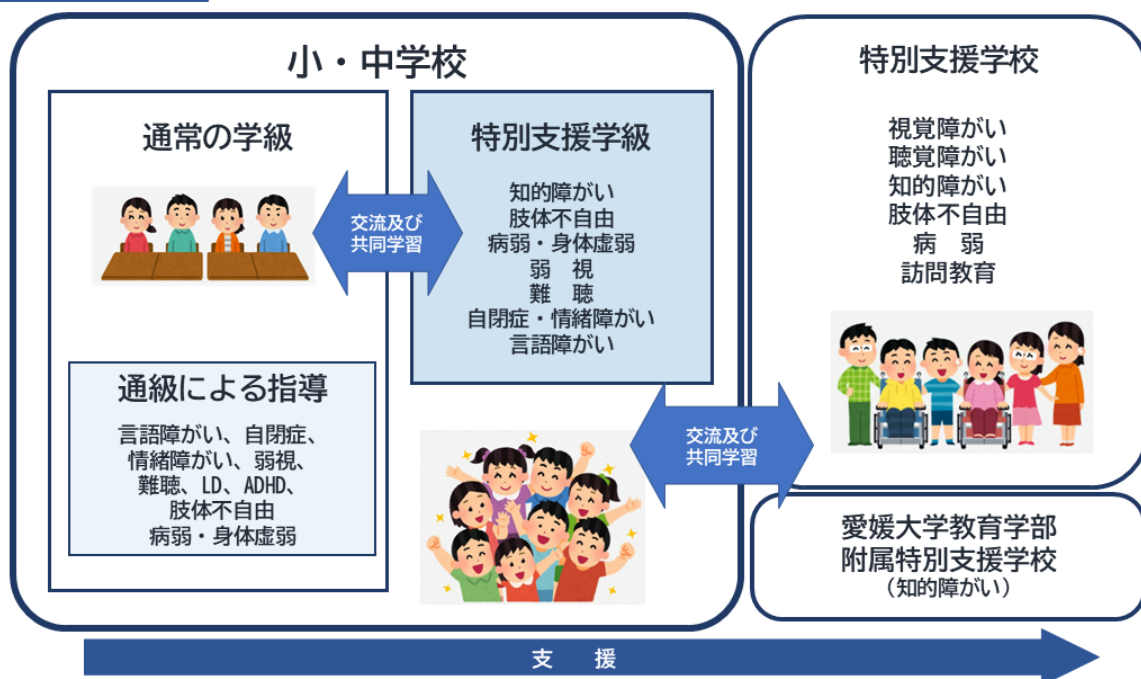
2 松山市教育相談（就学相談）について

3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

まず、「学びの場」についてです。

「学びの場」とは



愛媛県教育委員会「えひめの特別支援教育」(令和4年3月)P3を参考に作成

学びの場には、

- ・通常の学級
- ・特別支援学級
- ・特別支援学校 があります。

通級による指導は、ほとんどの時間を通常の学級で学ぶお子さんを対象とした特別な指導の時間なので、学びの場としては通常の学級になります。

The diagram shows a classroom environment. At the top, it says '通常の学級' (Regular Classroom) with an illustration of four children sitting at desks. Below this, a box titled '通級による指導' (Guidance through cross-grade) lists various conditions: '言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱'. To the right, a blue arrow labeled '交流 共同' points towards the classroom. Further right, a list of details is provided under three categories: '【学級の人数】' (Classroom Size), '【教育課程】' (Curriculum), and '【配慮や支援】' (Considerations and Support).

【学級の人数】

- ・ 1学級35人に対して、学級担任1名

【教育課程】

- ・ それぞれの学年に応じた教育課程

【配慮や支援】

- ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境づくり、授業づくり
- ・ 座席の位置
- ・ 教材の工夫（ワークシート、音声教材等）
- ・ 個別の言葉掛け
- ・ ICTの活用（書くことの負担軽減等） 等

通常の学級についてです。

通常の学級は35人に対して学級担任が1名、それぞれの学年に応じた教育課程で学習を行います。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境づくりや授業づくりも行われ、最近では、1人1台端末が整備されたことにより、ICTを活用した個別の支援も行われるようになりました。

The diagram shows a transition from a regular classroom to a special class. On the left, a box labeled '通常の学級' (Regular Classroom) contains an illustration of four children sitting at desks. A blue arrow labeled '交流 共同' (Exchange / Shared) points from this box to a larger box on the right labeled '通級による指導' (Instruction by Transfer). This larger box lists various types of disabilities: '言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱' (Language impairment, autism, emotional impairment, low vision, hearing impairment, LD, ADHD, physical disability, illness/weakness, physical weakness).

【指導形態】

- ・通常の学級に在籍し、一部の時間、通級指導教室で、個の課題に応じた指導を受ける。
(学習の補充ではありません)
- ・週に1～7時間(上限)程度
- ・主に個別指導(まれにペア・グループ)
- ・自校にない場合は近隣の設置校へ通う
※小学生は保護者の送迎が必要

【指導内容】 ※教育的なアプローチで

- ・ソーシャルスキルトレーニング
- ・適切なコミュニケーションの方法
- ・発音に関する指導
- ・認知特性に応じた学習の仕方 等

通級による指導です。

通級による指導は、通常の学級に在籍しながら、通級指導教室で、一部、本人の障がいや課題に応じた指導を受ける学びの形態です。

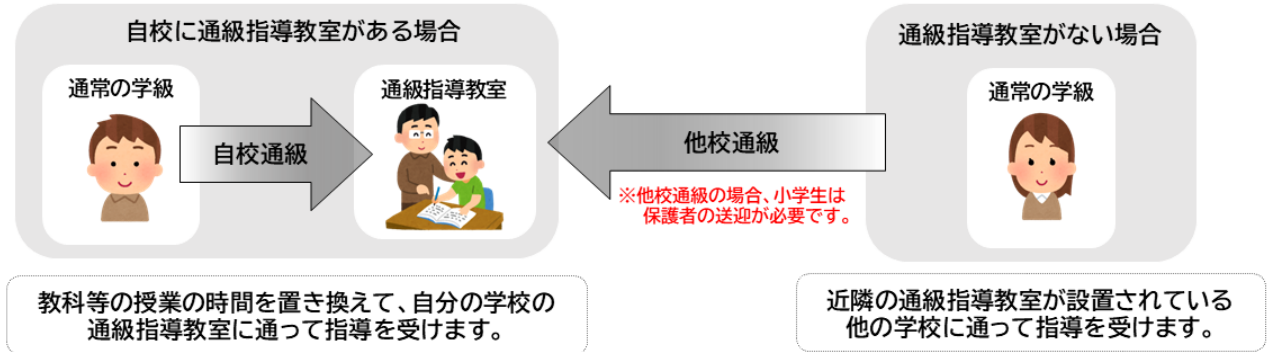
通級による指導で行うのは、本人の課題を軽減、改善するための自立活動という指導で、学習の遅れを補充する場所ではないことにご注意ください。

自校に通級指導教室がない場合は、近隣の設置校に通います。まれにペアやグループでの指導形態もありますが、主に個別指導で、松山市では、週に1時間程度指導を受けているお子さんがほとんどです。

通級指導教室について

<設置校と設置数>

小学校 17校20教室	番町小	味酒小	八坂小	東雲小	雄郡小	素鷲小※
	久枝小	味生小※	生石小	久米小	小野小	石井東小
	味生第二小	石井北小	福音小	姫山小	北条小※	
中学校 7校7教室	拓南中	東中	鴨川中	津田中	計 24校27教室	
	小野中	椿中	北条北中			

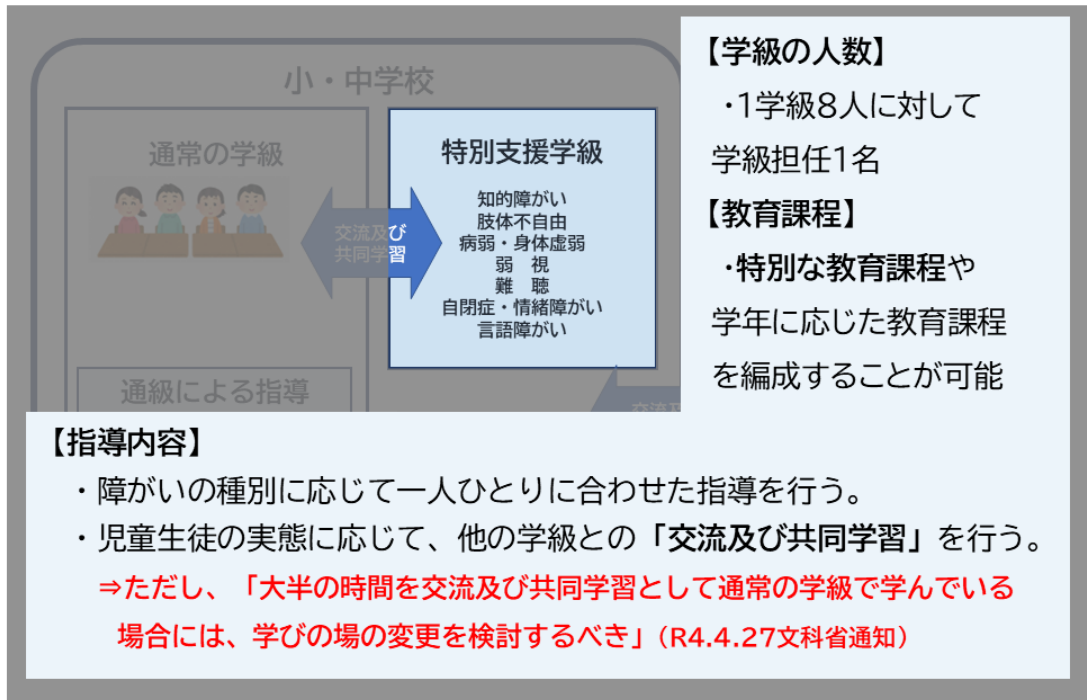


通級指導教室についてですが、今年度、本市では小学校17校、中学校7校、あわせて24校に27教室設置されています。
※印がついているのは2教室設置されている学校です。

自校に通級指導教室がある場合は、教科等の時間を通級による指導の時間に置き換えて、自校で指導を受けます。

通級指導教室がない場合は、近隣の設置校に通って指導を受けます。その際、小学生は保護者の送迎が必要です。

他校で通級を行っているお子さんは、放課後の時間に通うことが多いです。



特別支援学級についてです。

それぞれの障がいの種別に応じて一人ひとりに合わせた指導を行う学級です。

児童生徒8人に対して学級担任1名となっています。

障がいの状態等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、実情に合った弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

また、学年に応じた教育課程を編成することもできます。

それぞれのお子さんの実態や各学校の状況に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施することもあります。

ただし、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合は、学びの場の変更を検討することも必要です。

特別支援学級の新設について

- ① 在住校区の学校に、お子さんの実態に対応する障がい種別の特別支援学級がない
- ② 現在、小学6年生のみの在籍の学級に次年度入級する

在住校区の学校への入学を希望する場合
特別支援学級新設の対象となる

- ⇒ 9月下旬が申請締切のため、**7月（夏）の教育相談を受ける**
- ⇒ 特別支援学級新設の希望を**早めに在住校区の学校へ連絡する**

ただし

- ※ 特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則で定められた学校に入学する場合は、新設申請の対象にならない



特別支援学級はすべての学校に設置されているわけではなく、在籍する子どもたちの状況や地域の実情に応じて、新設が必要な場合は、市教育委員会から県教育委員会に申請を行います。在住校区の学校に、お子さんの実態に対応する障がい種別の特別支援学級がない場合や、小学6年生のみの学級など、次年度に在籍している子どもがいなくなる学級に入級する場合は、新設の対象となります。

新設希望の場合、例年9月末頃が申請締め切りとなるため、余裕をもって対応できるように夏の相談を受けるなど、早めの準備が必要です。

ただし、申請しても新設されない場合があるため、その際の就学先も考えておく必要があります。

なお、在住校区の学校に対応する障がい種別の特別支援学級がない場合は、近隣の設置校が「特別支援学級に就学する子どもの通学区域に関する規則」で定められた学校校区となります。その学校に入学を希望する場合は、新設の対象となりません。

【学級の人数】

1学級6人まで（重複障がい3人）

【教育課程】

・一人ひとりの実態に応じた弾力的な教育課程の編成が可能

【指導内容】

- ・それぞれの障がい特性に応じて、専門性の高いきめ細やかな教育を行う。
- ・児童生徒の実態に応じて、地域の小・中学校との「交流及び共同学習」を行うこともある。

【その他】 愛媛大学教育学部附属特別支援学校（知的障がいに対応）
※**受検手続きの期日に留意**…募集人数が決められており、入学選考が行われる。

特別支援学校

視覚障がい
聴覚障がい
知的障がい
肢体不自由
病弱
訪問教育



び
習

愛媛大学教育学部
附属特別支援学校
(知的障がい)

最後に、特別支援学校についてです。

特別支援学校は、1学級の人数が6人までで、それぞれの障がい特性に応じて、専門性の高い教育を行う学校です。

また、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成でき、一人一人に応じて教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行っています。

特別支援学級と同様に、お子さんの実態や各学校の状況に応じて、地域の学校との交流及び共同学習も実施することもあります。

愛媛県内の特別支援学校

<県立特別支援学校>

所在地	学校名	障がい種別	留意事項
松山市	松山盲学校	視覚障がい	
	松山聾学校	聴覚障がい	
	NEW 松山城北特別支援学校	知的障がい	R8.4開校
東温市	しげのぶ特別支援学校	肢体不自由、病弱・虚弱（訪問教育含む）	
	みなら特別支援学校	知的障がい	
今治市	今治特別支援学校	知的障がい（訪問教育含む）	
新居浜市	新居浜特別支援学校	知的障がい	
	（新居浜特別支援学校川西分校）	肢体不自由	
	（新居浜特別支援学校みしま分校）	知的障がい	
西予市	宇和特別支援学校	聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由（訪問教育含む）	



<国立大学附属学校>

所在地	学校名	障がい種別	留意事項
松山市	愛媛大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	※入学選考あり 受検手続きの期日

愛媛県内にある特別支援学校です。

令和8年4月から、昨年度末までみなら特別支援学校松山城北分校があった場所に、小学部・中学部・高等部のある松山城北特別支援学校が新設されました。

愛媛県立の特別支援学校のうち、松山市にあるのは、松山盲学校、松山聾学校、松山城北特別支援学校の3校です。

みなら特別支援学校、しげのぶ特別支援学校は東温市にあります。

愛媛県立の特別支援学校以外には、知的障がいに対応した教育を行う学校として、愛媛大学教育学部附属特別支援学校があります。愛媛大学教育学部附属特別支援学校については、募集人数が決められており、入学選考が行われますので、希望する場合は、受検手続きの期日等にご注意ください。

1 「学びの場」とは

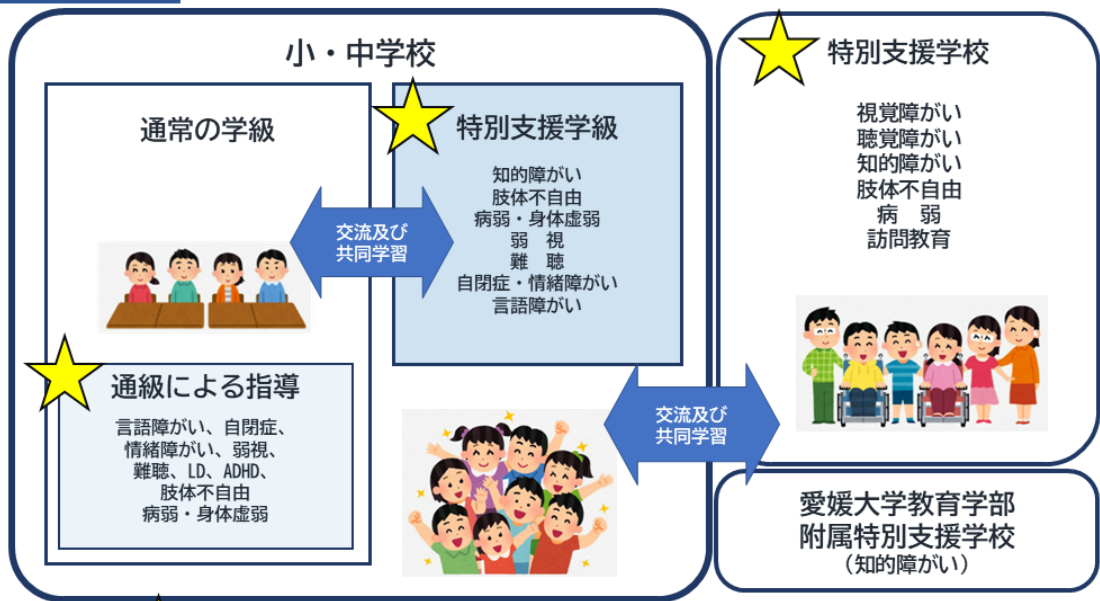


2 松山市教育相談（就学相談）について

3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

次に、松山市教育相談、特に、就学相談についてです。



★教育相談 ⇒ 松山市教育支援委員会からの助言
入学後も学びの場を見直していくことができる

先ほど、学びの場について説明しましたが、教育相談は子どもたちの発達や特性等に応じた望ましい支援の在り方や適切な学びの場を検討するために行うものです。

★マークの学びの場や学びの形態を希望する場合は、必ず、松山市の教育相談を受け、松山市教育支援委員会からの助言を受ける必要があります。

なお、学びの場については、入学後も、お子さんの実態や学校生活での状況などに応じて、見直していくこともできます。

相談の種類		相談の内容
1	松山市教育相談 A相談	特別支援学校や特別支援学級、通級による指導など、 特別な教育課程を編成する必要がある と考えられる場合に行う
2	通級相談 T相談	児童生徒の状況により、「通級による指導」を受けることが望ましいと考えられる場合に行う
3	特別支援教育指導員による派遣相談 B相談	園や学校生活の中で、気になる点や心配な点について相談したい、ケース会議等で意見がほしい場合、園や学校からの依頼を受けて、学校教育課の特別支援教育指導員が各校を訪問して行う

松山市の特別支援教育に関する教育相談はここに挙げている3つがあります。

「松山市教育相談」は、特別支援学校や特別支援学級など、学びの場を検討する場合に行う相談です。A相談と呼んでいます。

「通級相談」は在校生のみを対象とした相談で、お子さんの状況により通級を受けることが望ましいと考えられる場合に実施します。園や学校の先生が、学習や生活の中で気になる点や心配な点などについて相談したい場合、学校教育課の特別支援教育指導員が訪問して実施する相談もあります。

3つの相談のうち、就学児が関係するのは松山市教育相談(A相談)と特別支援教育指導員による派遣相談(B相談)で、就学に向けた教育相談は、松山市教育相談(A相談)に含まれます。

なお、特別支援教育指導員による派遣相談(B相談)については、保護者が教育委員会に申請するのではなく、各園や各学校が教育委員会に派遣依頼をします。

就学に向けた教育相談（就学相談）

- ① 夏の相談会（7月）
② 秋の相談会（10月） } **年2回のみ**



	夏の相談会(終日)				秋の相談会(午後)		
回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
日程	7/28(火)	7/29(水)	7/30(木)	7/31(金)	10/1(木)	10/2(金)	10/5(月)
会場	青少年センター、各小学校 ほか				青少年センター ほか		

児童発達支援センター相談	8/3(月)・8/4(火)・8/5(水)		
	(あゆみ学園・くるみ園・ひまわり園・天使園の年長児を対象とした相談)		

相談対象

小学校入学予定の年長児のうち、

- ・特別支援学級や特別支援学校への入学を検討している方
- ・診断か療育等を受けている方で、通級による指導を検討している方

今年度の就学児を対象とした教育相談の日程です。

就学相談の対象となるのは、令和9年度小学校入学予定の年長児のうち、「特別支援学級や特別支援学校への入学を検討している方」「診断か療育等を受けている方で、通級による指導を検討している方」となります。

就学相談は年2回、夏と秋の相談会のみですので、計画的に教育相談を受けてください。

夏の相談会は7月28、29、30、31日の4日間、秋の相談会は10月1日、2日、5日の3日間を予定しています。

教育相談の案内文書については、5月中旬には各幼稚園や保育園に送付します。

あわせて、相談案内文書は、松山市のホームページからもダウンロードできるようにします。

令和6年度から、夏の相談会と秋の相談会の案内を一括して送っていますので、それぞれの相談会の申込期限に間に合うように、各園等に申請書を提出してください。

相談当日について

- 【場 所】 松山市青少年センター、各小学校（一部） など
【時 間】 45分～1時間程度
【参 加 者】 **本人、保護者、各園等の先生**
調査員・協力員（小・中学校教員、教育委員会関係者）
【そ の 他】 関係機関の職員（保護者の承諾あり）、特別支援学校の先生

会場でのイメージ



調査員

- ・教育相談に係る調査
- ・資料作成
- ・教育支援委員会での報告 等

協力員

- 受付、相談会場までの案内
- 行動観察、記録
（状況に応じて）子どもの対応
話合いの記録



夏と秋の教育相談当日は、松山市の青少年センターや一部の小学校を会場として実施します。

当日は保護者とお子さん、各園の担任の先生に参加していただきます。

保護者の承諾がある場合、お子さんが関わっている療育機関等の先生など、関係機関の方の参加も可能です。

支援学校を検討している場合、該当の障がい種別の支援学校の先生が教育相談に参加することもあります。

相談時間は、1時間程度を予定しています。

教育相談では、事前に提出していただいた相談資料を基に、相談担当がお子さんの様子や就学先の希望についてお聞きします。

保護者と相談担当者が話をしている間、相談協力員がお子さんの行動観察などを行い、お子さんの興味・関心や発達の状況などを把握します。

教育相談会までに、検討している学校や学級の見学をしたり、ご家族としっかり話し合ったりするなど、充実した相談会になるように事前にご準備をお願いします。

1 「学びの場」とは

2 松山市教育相談（就学相談）について



3 就学に向けた相談の流れ

4 その他関連する情報

次に、就学に向けた相談の流れです。

【配付資料】
教育相談（就学相談）の
スケジュール



別紙

教育相談の大まかなスケジュールです。就学児対象の相談は、夏と秋の年2回ですので、希望される場合は期限までに申し込んでください。

例年、特別支援学級の新設申請が9月下旬にあるため、特別支援学校や特別支援学級を検討される方は、なるべく夏の相談会のタイミングで相談を受けてください。その際、特別支援学校を検討される方は、教育相談会までに、できるだけ該当の学校での相談と見学、6月と10月にある幼児体験学習にぜひ参加してください。事前に見学や相談をしておくことで、支援学校の先生方も、お子さんの様子が分かった上で教育相談会に参加することが可能になります。

また、支援学校と支援学級、支援学級と通常の学級、など、学びの場を迷っているという方は、どちらも見学されるとイメージが掴みやすいです。

審議結果は、個人差はありますが、9月中旬から12月上旬までに通知します。入学までの準備期間を考慮し、スムーズな就学につなげるためには、できるだけ12月上旬には学びの場を決定し、必要な手続きを行ってください。

夏の相談会の手続きの流れ

※あくまで例であり、スケジュールはお子さんによって異なる場合があります。

	内容	保護者	園	学校	市教委
1	教育相談の申請	5月下旬 ～6月上旬	6月上旬		申請受付後 写しを学校へ
2	教育相談に必要な資料の送付				申請受付順に 各園に発送
3	” の提出	～7月上旬	～7月上旬		7月上旬
3	教育相談日・場所の決定、案内				7月中旬
4	教育相談の実施	7/28 (火)、29 (水)、30 (木)、31 (金)			
5	教育支援委員会での審議				8月下旬
6	教育支援委員会からの審議結果通知	10月 上旬～中旬	(郵送)	9月下旬	9月中旬
	※ 就学先(学びの場)の決定				
7	特別支援学校・支援学級への就学手続き	審議結果通知～ 概ね1か月			遅くても 12月上旬まで
8	通級による指導の希望調査	審議結果通知～ 概ね1か月			遅くても 12月上旬まで

夏と秋の相談会に係る、手続きの流れをご説明します。

教育相談申請書など、教育相談を行うために保護者の方にご記入
いただく書類については、園を通じて教育委員会に提出していただ
きます。

なお、教育委員会から保護者の方への案内や資料のお渡しは、教
育相談の実施前は、園を通じて行いますが、教育相談実施後は、学
校を通じて連絡や通知をするとともに、保護者の方も学校を通じ
て事務手続きをしていただくこととなります。

(各園等・関係機関の皆様へ)

昨年度までは、教育相談の申請は、保護者から各園、各園から在住
校区の小学校に提出していただいていたりましたが、申請者数の増加
に伴い、令和8年度からは、各園から直接、教育委員会に申請書を
提出する流れに変更しています。ご注意ください。

秋の相談会の手続きの流れ

※あくまで例であり、スケジュールはお子さんによって異なる場合があります。

	内 容	保護者	園	学校	市教委
1	教育相談の申請	5月下旬 ～8月中旬	8月中旬		申請受付後 写しを学校へ
2	教育相談に必要な資料の送付				申請受付順に 各園に発送
3	// の提出	～9月上旬	～9月上旬		9月上旬
3	教育相談日・場所の決定、案内				9月中旬
4	教育相談の実施	10/1 (木)、2 (金)、5 (月)			
5	教育支援委員会での審議				10月下旬
6	教育支援委員会からの審議結果通知	11月下旬～ 12月上旬		11月下旬	11月中旬
	※ 就学先（学びの場）の決定				
7	特別支援学校・支援学級への就学手続き	審議結果通知～ 概ね1か月			遅くても 12月上旬まで
8	通級による指導の希望調査	審議結果通知～ 概ね1か月			遅くても 12月上旬まで

こちらは秋の相談会の手続きの流れです。

夏の相談会と流れは変わりませんが、6番の教育支援委員会からの審議結果通知の欄以降を見ていただいたら、就学先の決定までにあまり期間がないことが分かります。

複数の学びの場で迷っているという場合、必要な情報を集めた上でじっくりと考えることができるように、できるだけ夏の相談を受けていただけたらと思います。

必要な資料の作成・提出

市教委 ⇒ 各園等 ⇒ 保護者 ⇒ 各園等 ⇒ 市教委

保護者の方に作成していただきたいもの

- ・ 生育歴等記入用紙
- ・ S-M社会生活能力検査

検査時期の関係で、事前に提供ができない場合、相談会当日に持参しても可

提供していただきたいもの（ある場合）

- ・ **概ね1年以内に受けた心理検査等の結果**
- ・ 園で作成している指導計画
- ・ 児童発達支援事業所等で作成している支援計画や利用計画 等

いずれも
コピーで構いません

教育相談に必要な資料の作成と提出についてです。

教育委員会で相談申請書を受け付けた後、必要な書類を、教育委員会から園を通じて保護者の方に送付します。

保護者の方に作成していただきたいものは、家族構成や生育歴、相談歴等を記入する用紙と、日常生活の様子をチェックする社会生活能力検査です。

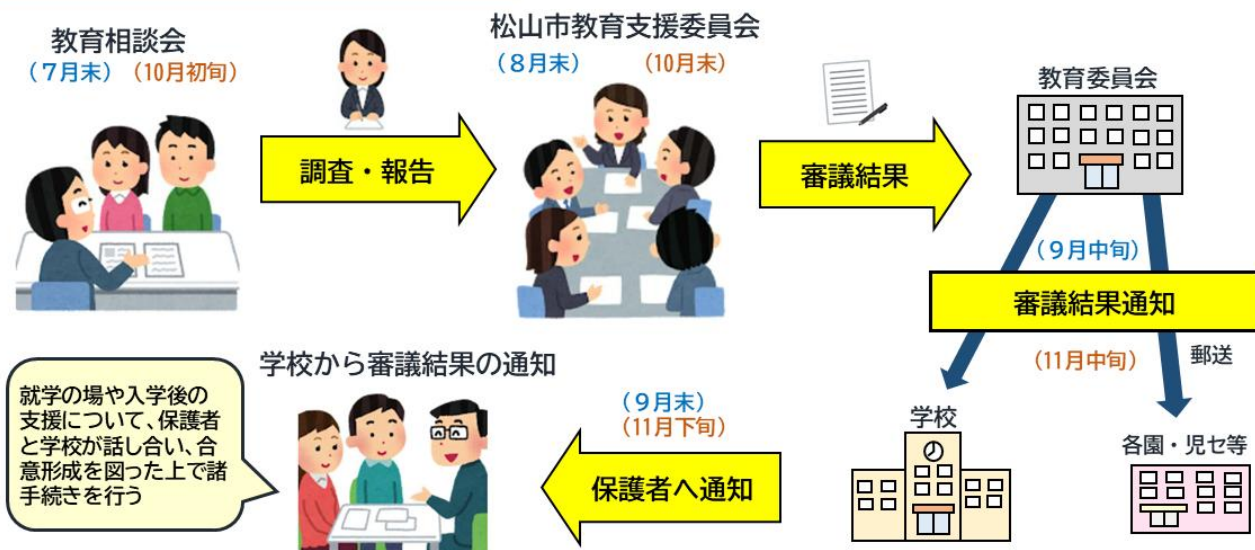
提供していただきたいものは、概ね1年以内に受けた心理検査や発達検査等の結果、園や事業所等で作成している支援計画や指導計画などです。

教育相談の資料として活用したいと思いますので、それらをお持ちの場合はご提供いただけたらありがたいです。特に、検査等の結果は学びの場を検討する上で、大事な参考資料となりますので、ぜひご提供をお願いします。

提供していただく資料は、いずれもコピーで構いません。

なお、心理検査等の結果は、実施した時期の関係で、事前に提供ができない場合、相談会当日に持参していただいたのでも構いません。

教育支援委員会の審議結果通知



教育支援委員会の審議結果は、就学に関する**助言**であり、
就学先を決定するものではありません

教育相談の実施後についてです。

相談担当者が相談内容をまとめ、後日開催される松山市教育支援委員会で、入学後のお子さんの望ましい学びの場や支援のあり方などについて審議を行います。

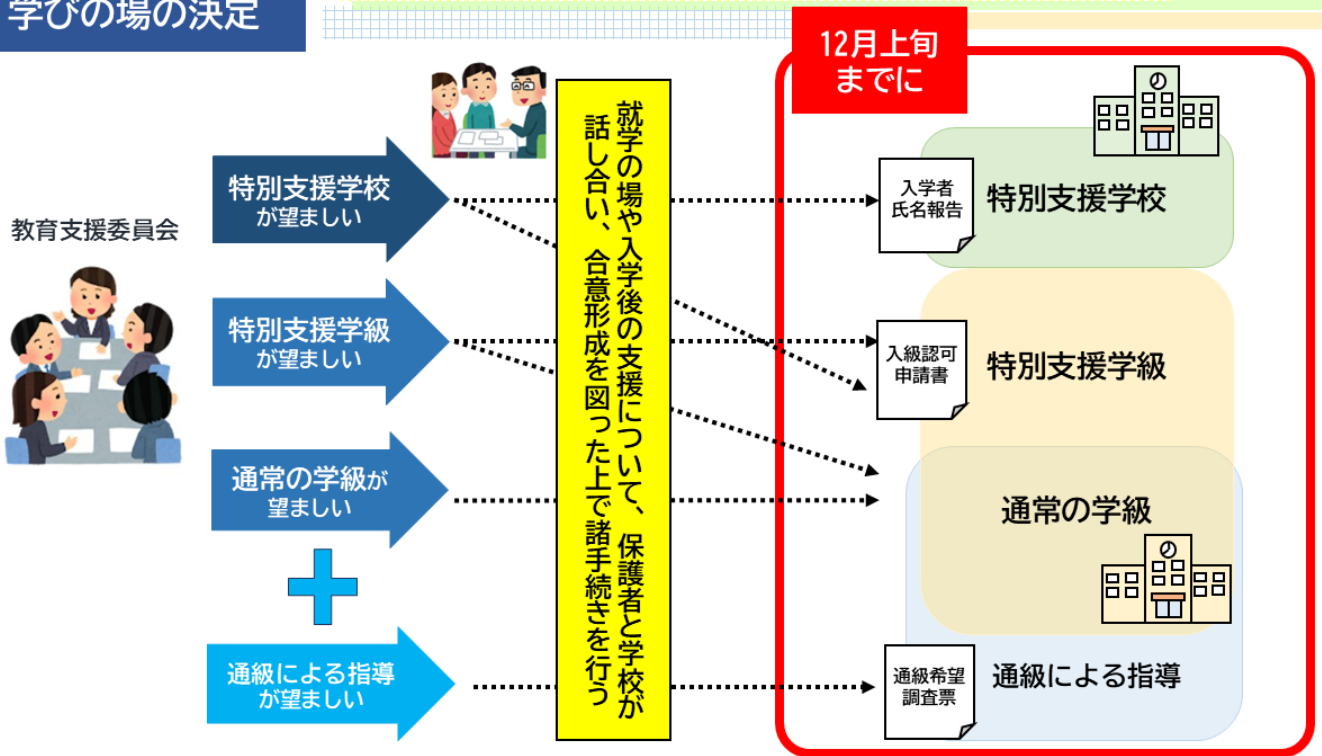
教育支援委員会は、医療・福祉・教育など各分野の特別支援教育に関する専門的な知識を有する者で構成されています。

審議結果は、教育委員会から小学校、園、保護者のそれぞれに文書で通知しますが、保護者あての文書は小学校を通じてお渡しします。審議結果を受け、お子さんの学びの場について、学校と保護者の間で、しっかりとした合意形成を図った上で、就学に関する手続きを行ってください。

なお、教育支援委員会の審議結果は、就学に関する**助言**であり、就学先を決定するものではありません。

また、学びの場については、入学後も、お子さんの実態や学校生活での状況などに応じて、見直していくこともできます。

学びの場の決定



特別支援学校・特別支援学級への就学の手続きについてです。

特別支援学校は、教育支援委員会で「特別支援学校での教育が望ましい」との助言を受けたお子さんが就学することができます。

同じように、特別支援学級も、教育支援委員会で「特別支援学級での教育が望ましい」との助言を受けたお子さんが入級することができます。

特別支援学校への就学や特別支援学級への入級を希望される場合は、それぞれ所定の就学の手続きが必要です。

また、「通級による指導が望ましい」という助言を受けた場合も、通級による指導を希望するかしないか調査票を提出していただきます。

「通常の学級での教育が望ましい」との助言が出た場合は、特に手続きは必要ありません。


各手続きについては、在住校区の小学校が窓口となりますので、保護者の方は、校区の小学校を通じて教育委員会に所定の文書を提出してください。

何度もお伝えしますが、保護者と学校とで話し合い、できるだけ12月上旬までには学びの場を決定し、就学の手続きを終えるようにしてください。

就学手続き後、1月下旬頃(予定)に就学通知が保護者に届きます。

特別支援学校に就学する場合は、愛媛県教育委員会から直接届きます。

特別支援学級に入級する場合は、松山市教育委員会から小学校を通じて届きます。

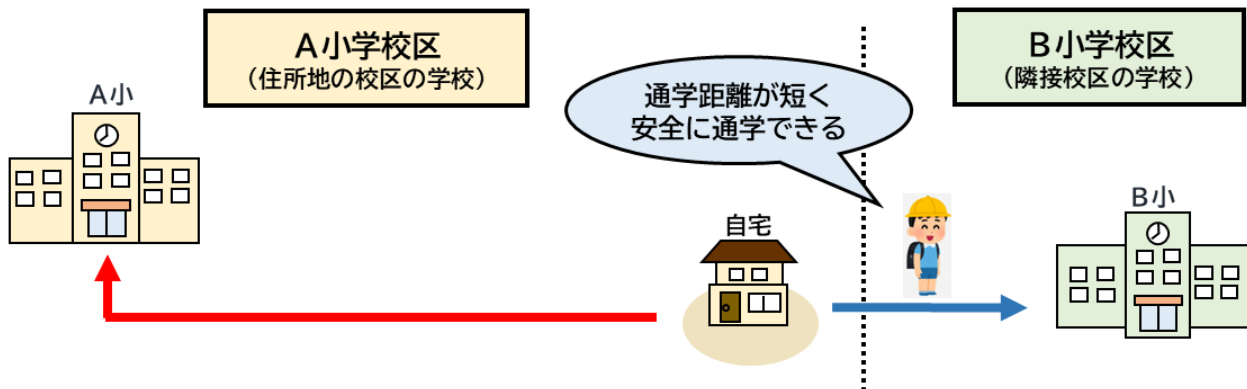
- 1 「学びの場」とは
- 2 松山市教育相談（就学相談）について
- 3 就学に向けた相談の流れ
-  4 その他関連する情報

その他、就学に関連する情報についてです。

通学区域の弾力化(隣接校区選択制)

住所地の校区の
学校に就学

住所地の校区の学校へ通学するよりも隣接する校区の学校へ通学する方が
距離が短かつ安全性が確保できる場合、隣接する校区の学校を選択できる



通常の学級に入学する場合 ⇒ 9月中旬頃、「広報まつやま」と松山市のHPで案内
※定められた期間内に手続きが必要、迷っている場合は申請を(後で辞退が可能)

特別支援学級に入級する場合 ⇒ 10月に、教育委員会の担当者(948-6169)に連絡

在住校区以外の小学校への入学についてです。

原則、松山市では、お子さんが就学する小学校は、住所等により教育委員会が指定することになっています。ただし、住所地の校区の学校へ通学するよりも、隣接する校区の学校へ通学する方が距離が短かつ安全性が確保できる場合、隣接する校区の学校を選択できる制度があります。

通常の学級に入学する場合の「通学区域の弾力化」については、9月中旬頃「広報まつやま」や松山市のホームページでご案内します。定められた期間内に手続きが必要ですので、よくご確認の上、オンラインまたは郵送で学校教育課まで申請をお願いします。申請期間は例年10月初めから11月初めの約1か月間ですので、それまでに通常の学級か特別支援学級かが決まっていなくても、申請をお願いします。後で辞退することは可能です。

なお、特別支援学級にも定められた通学区域があります。

通学距離が短い等の理由で、定められた通学区域以外の小学校の特別支援学級への入級を希望する場合は、10月頃に、教育委員会の担当者へ直接ご連絡ください。

学校生活支援員・学級支援員による支援

	学校生活支援員（H12～）	学級支援員（R6～）
目的	障がい等のある子どもたちが豊かな学校生活を送ることができるようにする。	障がい等の有無に関わらず、多様な教育的ニーズのある子どもが共に学ぶことができる教育環境を整え、子どもたちが豊かな学校生活を送ることができるようにする。
対象	障がい等のある児童生徒（病弱、日本語支援を含む）	小規模校を除く小学校の、通常の学級
支援種別	肢体不自由、特別支援学級、弱視、難聴、日本語支援、心臓病・病弱、発達障がい	なし （必要な学級の支援に入る）
支援の仕方	一人ひとりに応じた支援を、学級担任の指示を受けて行う。	学級全体に必要な支援を、学級担任と連携して、状況に応じて主体的に行う。

学校生活支援員と学級支援員についてです。

それぞれの学びの場で行われる子どもたちへの支援の1つとして、支援員による支援があります。

学校生活支援員は、学校からの要望を基に教育委員会が配置人数を検討し、各学校に配置しています。

学校生活支援員は、一人ひとりに応じた支援を、学級担任の指示を受けて行います。

学級支援員は、令和8年度から、小規模校を除く小学校に、各1名配置しています。

学級支援員は、学級担任と連携しながら、学級全体に必要な支援を状況に応じて行います。

支援員の活動

学級担任と打ち合わせ



指示や学習内容が理解できていない
子どもへの対応



学級担任の補助

休み時間の見守り



着替えの補助



生活支援・生活介助



学習用具の準備
片付けの補助

児童生徒の様子や
支援内容等の報告



離席した子どもへの声掛け



実習や実験
などの補助



支援員の具体的な活動として、一例を挙げています。

水色の丸になっている部分が学級支援員、黄色の丸になっている部分が学校生活支援員の主な支援内容です。

学級支援員は学級担任の補助として、授業中の子どもへの学習指導や休み時間の生活支援など、幅広い支援を行います。

学校生活支援員は、行動の見守りや言葉かけ、生活の介助などを行いますが、学習指導を行うことはできません。



Multilingual 音声読み上げ 文字拡大 大 中 小 配色変更 白 青 黄 黒 お気に入り Google 提供

松山市 Matsuyama City

くらしの情報 観光・イベント 災害・防災 市政情報 施設案内

現在地 トップページ > くらしの情報 > 子育て・教育 > 学校教育 > まつやまサポートデータベース

まつやまサポートデータベース

更新日：2023年3月17日 印刷

「まつやまサポートデータベース」は、松山市教育委員会が中心となり、教育、福祉、医療関係者が松山市の特別支援教育の推進を図るために設置している松山市特別支援教育推進協議会で提案された実践事例集です。

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、各教育現場で効果が見られた指導・支援・連携についてまとめたものですので、個に応じてご活用ください。

▼ まつやまサポートデータベース

学校教育

情報が見つからないときは

よくある質問

特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対する指導や支援、関係機関等との連携についてまとめたもの



松山市教育委員会では、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対する指導や支援、関係機関等との連携などについてまとめた「まつやまサポートデータベース」というものを作成しています。各教育現場での指導や支援の実際について、参考にされたい方はご覧ください。

松山市の相談窓口・問い合わせ先

内 容	担当課	担当者	連絡先
教育相談全般 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導など 特別支援教育全般に関すること	学校教育課	岸田 兵頭 高橋	948-6169
校区、通学区域の弾力化等に関すること	学校教育課	大澤	948-6870
就学時健康診断に関すること	保健体育課		
児童クラブに関すること	こどもえがお課		
放課後等デイサービスに関すること	すくすく支援課		



松山市の相談窓口や問い合わせ先です。

今回の内容に関することで

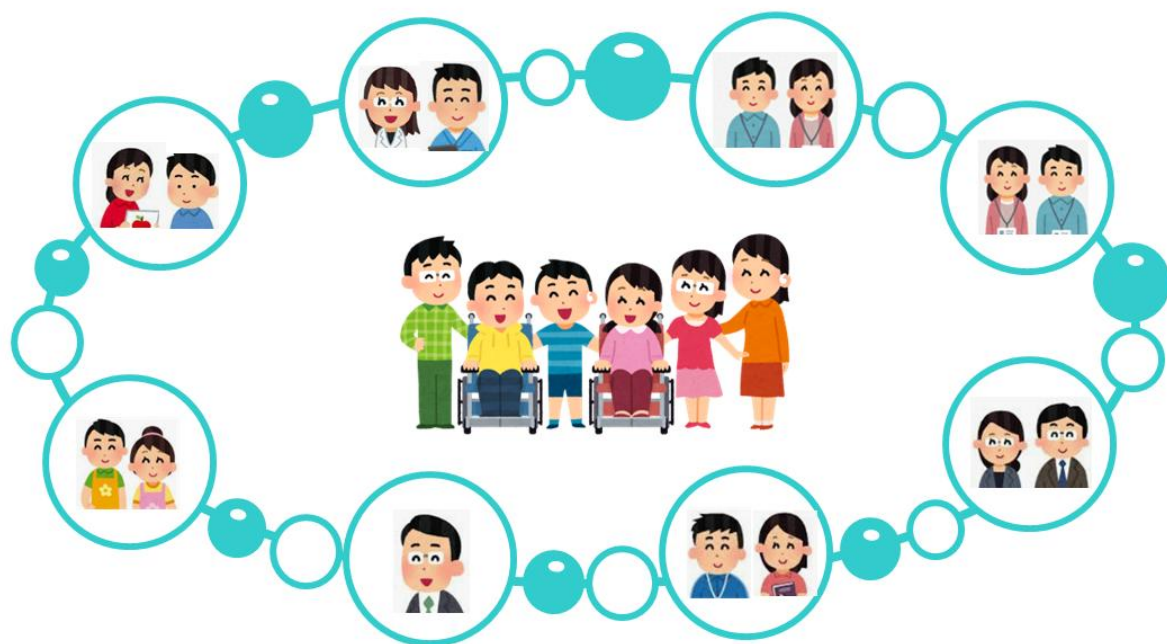
教育相談をはじめ特別支援教育全般、通学区域の弾力化等については、松山市教育委員会 学校教育課までお問い合わせください。

就学時健康診断については、松山市教育委員会 保健体育課までお問い合わせください。

また、今回の内容以外のことで

学童保育・児童クラブに関することは、松山市役所 こどもえがお課

放課後等デイサービスに関することは、松山市保健所内の すくすく支援課までお問い合わせください。



一人ひとりのよりよい就学に向けて…

保護者の皆様にも関係資料の作成や準備、教育相談会へのご参加など、大変お世話になります。

一人ひとりのよりよい就学に向けて、ご協力いただきますようよろしく願いいたします。